

かわまた隆の活動報告

もっと咲け桜川市と市民自治

2024年1月 第9号



今号は、昨年5月から情報公開請求などで調査し、11月16日に、市の監査委員に提出した**住民監査請求（「桜川市職員措置請求書」）**について報告します。題名は、**（株）クラセル桜川及び（株）A米穀並びに桜川市長大塚秀喜に対する措置請求**です。端的にいうと、大塚市長らが、違法な支出をしたので、損害金4,166千円を、桜川市に返済せよ、というものです。**農産物等プロモーション事業で購入した品物は、どこに消えたのでしょうか？**

住民監査請求とは？

地方自治法第242条「住民監査請求」は、公金の使い方などに違法あるいは不当な行為があった場合、関係職員に損害金を返還させることを認めています。まずは、監査委員に違法等の事実を訴えますが、監査委員の監査や勧告に不服がある場合は、地方裁判所に訴えることができます。役所の違法や不当な財務会計行為を正し、行政を監視していくための市民の重要な権利です。

住民監査請求の対象は？…令和4年度桜川市農産物等プロモーション事業(4,166千円)です

- (1) (株)クラセル桜川(加波山市場の経営主体)への業務委託 495千円(随意契約)
- (2) (株)クラセル桜川から購入したPR用品 2,810千円(随意契約、米袋3000個、段ボール1000枚、米4.8トン、はちみつ500本)
- (3) (株)A米穀から購入した「桜川市産米」 861千円(随意契約 957個@900円)

農産物等プロモーション事業とは？

4年度は約450万円、5年度は約550万円ですが、この予算は説明されていません。情報公開請求で明らかになった内容は概ね次のとおりです。

- (1) 事業はクラセル桜川が、農林課から受託して実施。PR用品の購入(仲介)も行う。
- (2) 米を中心に、関東圏の8イベントに出店しPR用品で宣伝する。
- (3) 米の発送用段ボール(15kg入り)、米袋(5kg入り)は独自のデザインで印刷する。

法令違反の違法な事実

- (1) クラセル桜川との業務委託(495千円)…随意契約理由を「農産物を扱える市内唯一の事業者」としているが、JA等の事業者もあり、随意契約理由には当たらない。
- (2) 必要な検査をしていない…8イベント出店の記録(配布物、出店の写真などの証拠物)が一つもないが、「適正に執行されている」と支払いを行っている。

- (3) 故意に細分化し、1件を随意契約が可能な金額に引き下げている。はちみつは8、米袋は4、段ボールが2、米は19分割で、見積書さえ不要な金額(10万円未満)にまで分割している例がある。
- (4) A米穀からの品物の購入も、7分割と(3)に同じであるが、さらに、米でありながら重さの記載がない。また、見積書の品物は「桜川市PR商品代」であるが、市の支出負担行為決議票は「PR商品代・桜川市産米」で品物名が異なっている。

PR用に配布していないという疑念…民法94条・虚偽表示で違法無効

- (1) PR用に農林課が購入したという品物は、(検査用も含め)一つも残っていない。
- (2) イベントに出店しPRしているはずだが、写真など一切の記録がない。
- (3) 1月の最後のイベント後に購入した米が2/3以上である。
- (4) A米穀から、1個900円、重さ不明の米を買う契約は常識ではありえない。
- (5) 1個1500円のはちみつ、1袋1400円の米袋を、イベントの来客者に無料で配布することは常識的にはありえない。
- (6) 発送用段ボールはPR活動に必要としない。

では、何に使用したのか？…民法90条・公序良俗に反し違法無効

農林課の委託業務に反し、クラセル桜川が自分たちのPR用品として使用したと考えるのが、合理的な見方と推測できる。

- (1) クラセル桜川が、「ふるさと納税」の返礼品として流用した。3袋・15kgのお米を1万円の寄附金で提供するとのHP宣伝がある。
- (2) クラセル桜川への「ふるさと納税」の注文を増やすため、無料で顧客に贈呈した。A米穀の「1個・900円」は、米だけではなく、宅配送料を含むと推測できる。
- (3) はちみつ、米はクラセル桜川(加波山市場)の販売などに流用された。
- (4) 発送用段ボール・米袋は、5年度も、「ふるさと納税」用に流用された。

何故、クラセル桜川のために使うのか？…売上げや利益の増が不可欠な課題である

- (1) クラセル桜川は、職員4人(市2人、協力隊2人)の人件費を市が負担し、1500万円の補助金を受けても、わずか36万円の黒字である。1500万円の借入金もある。
- (2) このままでは、大塚市長の目玉事業が破綻し、経営能力の不足のみならず、政治生命も打撃となる。
- (3) 「ふるさと納税」を利用して、売上げや利益の増を図るという大きな動機がある。

何故、大塚市長に、損害金を請求するのか？…クラセル桜川の代表取締役でもある

- (1) 市長であり、(株)クラセル桜川の代表取締役である。クラセル桜川の経営上の責任はすべて大塚氏にある。今回の違法行為も唯一の代表取締役として、当然にも知っていたはずである。
- (2) 450万円の予算計上、秘密のうちでの予算執行、違法な会計事務を関係者がすべて見逃している。これは上位の者の(暗黙)の指示と合意がないと実行できない。
- (3) 市長は、部長以下が代決する事務でも、個別具体的な指揮監督の権限を持っている。

うんこの不思議な物語

自然の共生・命の循環

「ヒトが生きていくために絶対欠かせないのが、食べることとウンコ（排泄）をすることだ。食べ物は、肉でも野菜でも、すべて命ある生きものだ。ほかの多くの命をいただいている私たちが、自然に感謝して何かお返しをするのは当然のことだろう」『くう・ねる・のぐそ』伊沢正名

食糧や資源エネルギーの枯渇、気候変動や放射性物質による汚染や環境の問題を身近なものとして、自然との共生や命の循環について、氏の撮った不思議な美しい写真を観ながら考えましょう。



プロフィール
伊沢正名・桜川市在住
1970年自然保護運動 75年キノコ写真家に 74年から己のウンコを土に還すため野糞を捨てる 2006年「糞土師」になり、各地の博物館や図書館、美術館、大学、寺院など42都道府県で500回ほど講演会を行うキノコ、コケなどの他、ウンコと野糞の著書多数

2024 2月3日 (土)

真壁伝承館
まかべホール

13時30分開場 14時開演 16時終了

入場無料 申込み不要

駐車場は高上町駐車場を御利用ください

主催：いばらき原発県民投票の会さくらがわ

共催：桜川の里山みち歴史みちを楽しむ会
ふくしまのこどもたちとつながる茨城保養の会
竜ヶ井城山の会

〈連絡先〉 いばらき原発県民投票の会さくらがわ事務局

桜川市友部207-2 富岡 TEL 0296-70-4156

何が解明されなければならないか？

次の点を明らかにする必要があります。

- ① 購入した品物は何に使われたのか。ふるさと納税だけか。
- ② 誰が違法な行為を行ったのか。クラセル桜川の職員だけではない。
- ③ 目的は何か。計画的、組織的な違法行為であり、明確な目的があるはず。
- ④ 誰が利益を得たのか。個人的な利益もあったのではないか。
- ⑤ 誰が指示したのか。

このため、監査委員には、地方自治法第199条の「職務権限」で、調査できる権限が付与されているので、12月13日の意見陳述では、必ず調査し監査・勧告するよう、お願いしています。

市議会質問などで何が解明されたか…とにかく隠したいに尽きる

第3回（9月）、第4回（12月）の定例会で、榎戸議員が中心に、一部、川股も質問しました（第3回は、川股は「監査請求者」で除斥）。答えは、概ね、次のようなものです。

- (1) 出店したイベントでの配布数量は、クラセル桜川に委託しており、把握していない。
- (2) A米穀の桜川市産米「1個・900円」の重さは分かっているが、言うと単価が分かり営業上の支障となるので差し控えたい。
- (3) 「ふるさと納税」の返礼品の公表は、提供事業者の営業活動の支障となるので差し控えたい。
- (4) 「ふるさと納税」返礼品の提供事業者名、売上高は、企業経営上の秘密であり説明は差し控えたい。（この点は情報公開請求しており、審査会で再審査の途中です。）

つまり、「答えたくない、明らかにしたくない」の一語に尽きます。それほど、不都合なのでしょう。また、ある議員は、「職員を困らせるなよ」と、何度も脅しのような言葉を投げかけます。職員を大塚市長とすれば、その通りでしょう。

詳細はHPをご覧ください

今回は、「監査請求書」のポイントだけです。請求書本文、要約、意見陳述書本文は、HPに掲載しています。

講演会・うんこの不思議な物語

「いばらき原発県民投票の会さくらがわ」の主催です。是非、ご参加ください。

*引き続き、桜川市の課題や市議会活動を報告します。ご意見や市政の調査要望など、ご連絡下さい。

〒309-1231 桜川市本木1448 川股 隆

E-mail: kawamata27takashi@gmail.com

電話: 0296-58-7034

H P: kawamata-takashi.sakuraweb.com



かわまた隆
公式サイト



※このチラシは再生紙を使用しています